

# 一般社団法人 釧路観光コンベンション協会 国内募集型企画旅行条件書

## 1.旅行企画実施 北海道知事登録旅行業 2-611 号

一般社団法人 釧路観光コンベンション協会  
北海道釧路市幸町3丁目3番地  
TEL0154-31-1993  
一般社団法人 全国旅行業協会正会員

2.この旅行は、一般社団法人釧路観光コンベンション協会（以下「当社」といいます。）が企画・実施する募集型企画旅行で、お申込みのお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

3.この書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5の規定により交付する契約書面の一部になります。

4.ツアータイトルと日程 別紙

5.旅行代金 別紙

## 6.最少催行人員

各ツアーの最少催行人員、これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日までにご連絡いたします。

## 7.添乗員

(1)添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。旅行表及びお客様が旅行に必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。なお、現地における当社の連絡先は「旅行表」又は契約書面に明示します。また悪天候等お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

## 8.旅行代金に含まれるもの

旅行パンフレット、ホームページの旅行日程に明示した次に掲げるものが含まれます。

- (1)運送機関の運賃・料金
- (2)宿泊、食事の料金及び税・サービス料
- (3)旅行代金に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及び税・ガイド料金
- (4)その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用

## 9.旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。

## 10.お申込み条件

- (1)大人1名様以上でお申込みください。
- (2)健康を害している方、身体に障害のある方はその旨お申し出ください。団体行動に支障をきたすと当社が判断したときは、お申込みをお断りさせていただきますか、同伴者の同行を条件とさせていただくことがあります。
- (3)旅行の参加に際して特別な配慮を必要とするお客様は契約の申込み時にお申し出ください、当社は可能な範囲内でこれに応じます。当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。

## 11.申込み方法と旅行契約の成立・旅行代金のお支払い

- (1)所定の旅行申込書（以下「申込書」という）に所定事項を記入の上次に定める申込金を添えてお申込みいただけます。お申込金は、旅行代金の20%とします。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取扱います。
- (2)電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段にてお申し込みの場合、当社が予約の承諾をした日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。期間内にお申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。旅行契約は、当社の承諾とお申込金の受理をもって成立します。残金は、旅行開始日にお支払いいただきます。

## 12.最終日程表

確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表（確定書面）は遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申し込みがあった場合は、旅行開始日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況について説明します。

## 13.旅行契約内容・旅行代金の変更

- (1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、旅行契約の内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
- (2)著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は、改訂の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は、運賃・料金の減少額だけ旅行代金の額を減額します。

## 14.お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

## 15.取消料（お客様による旅行契約の解除）

(1)お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、取消料のご連絡は当社の営業時間内にお受けいたします。

解除期日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	20日～8日前まで	旅行代金の 20%
	7日～2日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日		旅行代金の 40%
旅行開始日当日（旅行開始前）		旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の 100%

(2)次の場合は取消料をいただきません。

- ①旅行契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象になる変更その他の重要な変更があったとき。
- ②著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改訂によって旅行代金が増額されたとき。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④当社が最終日程表を旅行開始日の前日までに交付しなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由により当社の日程どおりの実施が不可能になったとき。

## 16.当社による旅行契約の解除—旅行開始前の解除

旅行契約成立後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

- (1)お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格等の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2)お客様から所定の期日までに旅行代金のお支払いがないとき。この場合、お客様が当核期日の旅行契約を解除したものととして、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (3)お客様が病気、必要な介助者の不在など当核旅行に耐えられないと認められるとき。
- (4)お客様が他のお客様に迷惑をおよぼすことがあるとき。
- (5)天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の実施が不可能なとき。
- (6)お客様が旅行契約に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

## 17.当社による旅行契約の解除—旅行開始後の解除

(1)旅行開始後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除する場合があります。

- ①お客様が病気、必要な介護者の不在などにより当核旅行の継続に耐えられないとき。
  - ②お客様が他のお客様に迷惑をおよぼしたとき。
  - ③天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の継続が不可能なとき。
- (2)この場合は、当社は、旅行契約解除後の旅行サービスについて取消料、違約料を差し引いて払い戻します。

## 18.旅行代金の払戻し

旅行代金の払戻期日は、次の通りです。

旅行開始前の解除の場合・・・解除の翌日から起算して7日以内

旅行代金の減額又は旅行開始後の解除の場合・・・契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

## 19.団体・グループ契約

当社は団体・グループを構成するお客様の代表として契約責任者から旅行申し込みがあった場合、お客様の契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を提出していただきます。

## 20.旅行管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施に努めます。お客様は、団体行動中、当社の指示に従っていただきます。

## 21.保護措置

当社は、旅行中、お客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合、これが当社の責に帰すべきものではないときは、当核措置に要した費用はお客様の負担になります。

## 22.当社の責任

当社は、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内(手荷物の場合は、14日以内)に当社に通知があったときに限ります。手荷物の賠償限度額は、当社の故意又は重大な過失がある場合を除きお一人様15万円を限度とします。

## 23.お客様の責任

- (1)当社は、お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客さまからの損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、旅行開始後において、本書面に記載された旅行サービスを提供されたと認識された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一本書面と異なる旅行サービスを提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当核旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 24.特別補償

当社は、第22項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規定」に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急

激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院数により2万円～20万円、通院見舞金として1万円～5万円、携帯品にかかる損害補償金(15万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、CD-ROM、光ディスク等記録媒体に書かれた原稿、その他同規程第18条第2項に定める品目については補償しません。

## 25. 旅程保証

- (1) 旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外になります。
- (2) 変更補償金の額は、お客様お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了の変更	1.5	3.0
(2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	2.5	5.0
(6) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の変更		
(8) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更		

## 26. 旅行条件の基準日

本旅行条件の基準日はパンフレットに明示した日となります。

## 27. 個人情報のお取り扱い

(1) 当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報の利用目的について、お客様との間の連絡のために利用するほか、お申込の旅行において、運送・宿泊機関等(主要なものは各コース等に記載)の提供する旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領手続きに必要な範囲内で利用します。

※このほか当社では、①当社の商品やサービス・キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用することがあります。当社は(1)により、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内の情報をあらかじめ電子的方法等で送付して提供します。また、万一事故が発生した時に限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内の情報を書面で送付して提供します。

## 28. その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

■旅行企画・実施 一般社団法人 全国旅行業協会正社員  
北海道知事登録旅行業2-611号

一般社団法人 釧路観光コンベンション協会

〒085-0017

北海道釧路市幸町3丁目3番地

TEL 0154-31-1993

営業時間 9:00~17:30